

調布市映画のまち調査検討業務委託
事業者候補選定プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 件名

調布市映画のまち調査検討業務委託

(2) 対象地域

調布市域全域

(3) 業務目的

調布市では、昭和8年に多摩川撮影所が設立されて以来、映画・映像関連産業の集積により「東洋のハリウッド」と称されるなど、多くの人々が訪れる、大衆文化を支える映画文化の発信地としての土地利用が進んだ。現在においても、市内には撮影所や映画俳優の碑など「映画のまち」としての歴史を感じさせる資源が多く存在している。市の魅力をより高めるためには、こうした地域の資源を大切にするとともに、地域特性を生かした試みを支援するなど、市全体の魅力向上に向けた取組を推進していく必要がある。

そうした中、市では、調布市基本計画（令和元年度から令和4年度）において、「活力ある産業の推進（施策16）」を基本的な取組とするとともに、特性を生かした地場産業の振興の施策として、映画・映像関連企業と連携した地域活性化を示している。また、同じく基本的な取組の「魅力ある観光の振興（施策17）」もにおいて、「映画のまち調布」の推進を重点プロジェクトの一つとして位置付けている。

一方、調布市都市計画マスタープラン（平成26年9月改定）においても、その土地利用の方針として「産業・観光交流地区」を示し、地域の環境を保全しつつ、歴史的資源や撮影所等の地域資源を活かしながら、産業振興・観光交流拠点としての土地利用を推進することとしている。

これらを踏まえて、調布市に集積する映画・映像関連産業について、土地利用規制等の都市計画における課題を調査するとともに、上述の施策の実現に資する適正な土地利用の推進に向けた検討を行い、（仮称）映画のまち調布創造プランを策定することを目的とする。また、同プランに掲げる内容を実現するための地区計画等の都市計画手法についても検討し、住民説明、関係機関協議並びに都市計画手続に必要な図書等を作成するものとする。

(4) 業務内容

ア 令和5年度（仮称）映画のまち調布創造プラン（以下、「プラン」という。）策定の支援

(ア) 土地利用規制・誘導の基本的方向の整理

a 映画・映像関連産業に関する基礎調査

市内の映画・映像関連企業（概ね40社程度を想定）について、土地利用に関する調査を行う（立地状況、事業内容、規模等に関するアンケートなど）。また、必要に応じて、市が実施している映画・映像関連産業への支援策等の整理を行う。

* 市が過年度に実施した調査報告書等の整理を含む。

b プラン骨子案の作成

基礎調査の結果を踏まえ、各所在地の特性・課題を抽出し、土地利用の規制・誘導の考え方や想定される都市計画手法、取組の進め方など、基本的な方向を整理する。これを基に、関係機関や住民説明を想定した骨子案を作成する。

c モデル地区の選定及び土地利用規制・誘導策の基本的な考え方の整理

プランを実現していくため、産業振興や都市計画課題の緊急性、地域貢献などの観点から優先度等を整理し、モデル地区を設定する（2地区）。また、同地区における土地利用規制・誘導の基本的な考え方や同地区以外の調査対象地への対応を検討する。

d モデル地区（2地区）における主要な権利者の土地利用意向の調査

モデル地区の選定及び土地利用規制・誘導策の基本的な考え方の整理に当たり、映画・映像関連の事業所やまとまりのある規模の土地・建物所有者へのヒアリング等を行い、各々の土地利用意向を把握する。

(イ) プランの策定

a プラン素案のとりまとめ

映画・映像関連産業の事業所等の立地状況や課題、土地利用の基本的な考え方、産業振興に資する土地利用の規制誘導や支援策の在り方、適切な都市計画手法の想定や検証、モデル地区における取組の方向性などを構成に含め素案を作成する。

b プラン策定支援

パブリック・コメントや市関係部署との協議により得られた意見の整理と対応案の検討を行う。

c モデル地区における権利等の調査

モデル地区において、土地・建物情報等の整理を行う。

d モデル地区の土地利用規制・誘導策(地区計画等の骨子)の検討

モデル地区において既に指定している都市計画や土地・建物の利用状況、周辺道路の整備状況などの概況を整理した上で、各地区における土地利用の特性や課題を踏まえて、地区計画や特別用途地区等の都市計画の活用を想定したまちづくりのための基本事項（骨子）を検討する。

* 令和5年12月頃をプラン策定期間の目安とする。

(ウ) 実現化方策の検討

a モデル地区における土地利用意向の調査

都市計画素案や住民説明会資料の作成に向け、アンケート等によりモデル地区の土地・建物所有者の土地利用意向を把握し、その結果を踏まえた地区の課題や今後の土地利用の見通しなどを整理する。

b 都市計画素案の作成

モデル地区の土地利用に係る規制・誘導策や(ウ) aの調査結果を基に、都市計画（地区計画等を想定）素案及び説明資料を作成する。

c 住民説明資料(まちづくりニュースなど)の作成(2地区、各1回程度)

検討内容や経過の周知、懇談会の開催案内及び結果報告などを含む資料を作成し、モデル地区内への配布を行う。

イ 令和6年度 都市計画決定手続の支援

(ア) まちづくり懇談会等の開催支援(2地区、各2回程度)

モデル地区周辺の住民を対象に、検討内容や周知、まちの課題や方向性などに
関する意見交換を行うため、まちづくり懇談会の開催に必要な支援を行う(開催
案内や使用資料の作成、結果概要の作成、結果の検討内容への反映など)

(イ) 住民説明資料(まちづくりニュースなど)の作成(2地区、各3回程度)

都市計画手続の時期に合わせた周知のため、住民説明資料を作成・配布する。

(ウ) 都市計画図書の作成(2地区)

モデル地区における地区計画等について、都市計画図書(都市計画法第16条
の都市計画原案に関する図書、同法第17条の都市計画の案に関する図書等(GIS
データ含む))を作成する。

(エ) 住民説明会の開催支援(2地区、各1回程度)

都市計画法第16条の都市計画原案の説明会を想定し、必要な資料(開催案内、
説明資料、結果概要など)を作成する。

(オ) 説明会及び縦覧等における意見等の整理

都市計画法第16条の説明会、同法第17条の縦覧における意見を踏まえ、反
映すべき事項を整理し、必要な資料修正を行う。

ウ 令和7年度 都市計画決定手続の支援

(ア) 都市計画図書の作成(修正等を含む)(2地区)

都市計画手続に必要な図書の作成を行う(修正を含む)。

(イ) 都市計画審議会・市議会への説明資料(条例案等)の作成(2地区)

都市計画審議会における審議や市議会への議案提出に必要な書類を作成する。

* 令和7年6月頃を都市計画決定の目安とする。

* 条例制定が必要な場合、令和7年9月頃を市議会への議案提出の目安とする。

エ 各年度共通

(ア) 関係機関協議の資料作成

プランやモデル地区の都市計画について、庁内関係部署との調整に必要な資料
や東京都・国機関等への説明(事前相談、協議、都市計画手続等)に必要な資料
を作成する。また、得られた意見を反映するための資料修正等を行う。

(イ) 打合せ協議

業務遂行上必要となる打合せを行う。初回及び成果品納入時には、必ず管理技
術者が出席するものとする。また、各作業に当たって定める条件、方針及び図面
表示等は、担当者と十分協議の上、決定するものとする。なお、打合せ毎に議事
録を作成する。

(ウ) 報告書作成

本業務で作成した内容についてとりまとめを行い、業務報告書を作成する。

オ その他

各年度の成果品は以下を想定する(詳細は事業者候補選定後の協議による)。

(ア) 令和5年度

a (仮称)映画のまち調布創造プラン 電子データ及び印刷物(製本100部)

- b (仮称)映画のまち調布創造プラン概要版 電子データ及び印刷物(200部)
- c 都市計画素案 電子データ及び印刷物(50部)
- d 住民説明資料 電子データ及び印刷物(200部)
- e 業務報告書 電子データ及び印刷物(製本10部)
- (イ) 令和6年度
 - a まちづくり懇談会資料 電子データ及び印刷物(各200部)
 - b 住民説明資料 電子データ及び印刷物(各200部)
 - c 都市計画図書 電子データ及び印刷物(都市計画手続に必要な部数)
 - d 住民説明会資料(各200部)
 - e 業務報告書 電子データ及び印刷物(製本10部)
- (ウ) 令和7年度
 - a 都市計画図書(都市計画手続に必要な部数)
 - b 都市計画審議会・市議会への説明資料(説明に必要な部数)
- (エ) 各年度共通
 - a 関係機関協議資料(庁内関係課・東京都・国機関等) 電子データ及び印刷物(協議に必要な部数)
 - b 検討中に作成した電子データ 一式
 - * illustrator や shape ファイル等の作図に使用したデータを含め、編集可能な状態で納品すること

2 期間

令和5年4月下旬から令和8年3月31日まで

※本件は、複数年度の継続業務であるが、契約は単年度ごとに締結する予定である。
ただし、契約後の業務履行状況や予算の確保に応じたものであり、本プロポーザルは契約締結を確約するものではない。

3 予算(見積上限額)

【款】40 土木費 【項】15 都市計画費 【目】05 都市計画総務費

【大】30 地区整備事業費 【中】10 地区整備計画図書作成等事業費

【小】17 地区計画等策定委託料 【節】 12委託料

令和5年度 18,830千円(税込)

令和6年度 14,870千円(税込)

令和7年度 1,130千円(税込)

※令和5年度の予算は、令和5年第1回定例会での議決を前提とする。

令和6年度の予算は、令和6年第1回定例会での議決を前提とする。

令和7年度の予算は、令和7年第1回定例会での議決を前提とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

申込時及び実施期間において、以下に掲げる条件を全て満たしていること。

申込において、提出された書類の記載事項に虚偽があった場合、直ちに参加資格を失う。

- (1) 都市計画・交通関係調査業務の営業種目において、調布市での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (4) 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあっては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (7) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (8) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は決定
 - イ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は決定
 - ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- (9) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示717号）第2条の規定による「都市計画及び地方計画部門」の登録を有すること。
- (10) 日本国内において、地方公共団体（町村除く）が発注した業務で、都市計画の調査業務委託を過去5年間（平成29年度～令和3年度）において1件以上有すること。
- (11) 本業務担当者に、技術士（都市及び地方計画部門）の資格を有する者を1名以上配置すること。

6 募集方法

(1) 募集案内

令和5年2月20日（月）から、市ホームページに掲載

(2) 参加申込み

ア 申込み方法

当該プロポーザルへ応募する事業者は、令和5年3月8日（水）正午までに、以下の提出書類を必要部数用意し、原則、都市整備部都市計画課（市役所7階）へ持参により提出すること（開庁時間は、土日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで）。ただし、現在の社会状況（新型コロナウイルス感染症の流行等）を鑑み、持参による提出が困難な場合には、郵送（期日までに必着）による提出も可能とする。なお、実施要領及び様式1～7については、令和5年2月20日（月）～令和5年3月8日（水）正午（閉庁日及び閉庁時間を除く。）に都市整備部都市計画課窓口で配布するほか、市ホームページ（下記参照）に掲載する。

(市トップページ→産業・しごと→入札・契約→プロポーザル情報→実施中の案件)

書 類	部 数	備 考
ア 申込書（様式 1）	正本 1 部	
イ 参加資格要件確認書（様式 2）	正本 1 部	
ウ 業務実績調書（様式 3） 過去 5 年間における「5 参加資格 (10)」受託実績を記載	正本 1 部 写し 8 部	ウ、エの写しの 8 部は、会社 名・住所等がわからないよう にすること
エ 業務予定技術者調書（様式 4） 「5 参加資格 (11)」に定める資格を証 明する書類の写し、及び正規雇用であるこ とを証明するものを添付すること。	正本 1 部 写し 8 部	
オ 会社概要（様式自由・パンフレット可） 以下の内容は必ず記載されたものである こと (ア) 会社名 (イ) 代表者名 (ウ) 資本金 (エ) 事業内容 (オ) 本業務を担当する支店又は営業所 等の名称及び所在地	正本 1 部	

イ 参加資格審査及び審査結果の通知

実施要領に基づき事業者の参加資格を審査し、応募した事業者に対して、令和 5 年 3 月 10 日（金）に審査結果を通知する。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、その理由について、令和 5 年 3 月 15 日（水）正午までに、書面（持参又は郵送（必着））にて説明を求めることができる。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出方法

参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされた事業者は、令和 5 年 3 月 28 日（火）正午までに、次の書類を必要部数用意し、都市整備部都市計画課へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

書 類	部 数	備 考
ア 企画提案書 (提案書表紙：様式 5, 企画書：様式 自由・A 4 縦 3 ページ左 綴じ)	正本 1 部 写し 8 部	企画提案書作成上の留意点 (実施要領)を参照のうえ、 作成すること。
イ 業務スケジュール（様式自由）	正本 1 部 写し 8 部	3 か年の流れがわかる全体の スケジュール及び令和 5 年度 のみのスケジュールを作成す ること。
ウ 業務実施体制調書（様式 6）	正本 1 部	

	写し 8部	
エ 経費見積書(様式自由・A4縦左綴じ)	正本 1部 写し 8部	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の見積書及び内訳書を添付すること。見積の総額が見積限度額を超えないこと。 ・事業期間全体の参考見積書及び年度毎の内訳書を添付すること。

※ア、イ、ウ、エの写しは、会社名・住所等が分からないようにすること

イ 企画提案書作成上の留意点

(ア) 要点を押さえてわかりやすく的確に記載すること。

(イ) 様式自由とするが、実施要領の「1 業務概要 (4) 業務内容」を達成するために必要な業務推進方法や配慮すべき事項等について記載すること。また、人員体制を踏まえた内容とすること。

(4) 質疑応答

質疑のある事業者は、質問事項、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを明記のうえ、質問書(様式7)にて、以下の期限までに都市整備部都市計画課へ電子メールで提出すること。keikaku@city.chofu.lg.jp

ア 申込、参加資格審査に関する質疑

申込、参加資格の審査に関する質疑については、令和5年2月27日(月)正午を期限として受け付ける。回答は、令和5年3月3日(金)までに、随時、市ホームページに掲載する。

イ 企画提案に関する質疑

企画提案に関する質疑については、参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされた事業者に限り、令和5年3月10日(金)から令和5年3月15日(水)正午まで受け付ける。回答は、令和5年3月17日(金)までに、随時、市ホームページに掲載する。

(5) 審査方法

ア 一次審査(書類審査)及び審査結果の通知

企画提案書等による書類審査を行い、令和5年4月5日(水)に当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知する。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお、一次審査を通過しなかった事業者は、審査結果について、令和5年4月7日(金)正午までに書面(直接持参又は郵送)にて説明を求めることができるものとする。回答は令和5年4月10日(月)に書面で送付する。

イ 二次審査(プレゼンテーション審査)

一次審査を通過した上位4事業者(参加資格を満たすと判断された事業者が5者未満であった場合は、参加資格を満たす事業者全員)に対して、プレゼンテーション審査を実施する。当日のプレゼンテーションは、本業務実施時の管理技術者又は担当技術者が行うこととする。なお、昨今の社会状況(新型コロナウイルス感染症等)に応じてリモート会議形式等によるプレゼンテーション審査とする場合がある。

(ア) プレゼンテーション要約資料の事前提出

プレゼンテーション審査に参加する事業者は、プレゼンテーション（スライド等）を要約した資料（A4）を8部用意し、令和5年4月11日（火）正午までに、都市整備部都市計画課へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。また、メールで当日使用するプレゼンテーション資料のデータを都市整備部都市計画課へ送付することとする。

(イ) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション審査を行った全事業者に対し、令和5年4月14日（金）に書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお、当該審査により選定されなかった事業者は、審査結果について令和5年4月19日（水）正午までに書面（直接持参又は郵送（必着））にて説明を求めることができる。

回答は令和5年4月21日（金）に書面で送付する。

7 審査概要

(1) 審査委員会の設置

調布市映画のまち調査検討業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書類等の審査及びプレゼンテーション審査を行う。

(2) 委員構成

構成人数は、5人以内とする。

- ア 行政経営部企画経営課長
- イ 生活文化スポーツ部産業振興課長
- ウ 都市整備部建築指導課長
- エ 都市整備部都市計画担当課長
- オ 都市整備部都市計画課長補佐

(3) 審査方法

審査委員は、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受け、企画提案内容を総合的に評価する。

(4) 一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 一次審査（書類審査）

参加資格を満たすと判断された事業者が5者以上であった場合、企画提案書等による書類審査を行い、得点の高い順に上位4者までを、次のプレゼンテーション審査の対象とする。なお、参加資格を満たすと判断された事業者が5者未満の場合は、一次審査を実施せずに二次審査に進むこととする。

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した上位4事業者（参加資格を満たすと判断された事業者が5者未満であった場合は、参加資格を満たす事業者全員）に対して、プレゼンテーション審査を実施する。当日のプレゼンテーションは、本業務実施時の管理技術者又は

担当技術者が行うこととする。

ウ 評価基準（予定）

- (ア) 調布市の特性を踏まえた業務の理解度及び分析力
- (イ) 知識，専門性及び情報処理能力
- (ウ) 的確性及び実現力
- (エ) 表現力及び論理性
- (オ) 説明の明瞭さ（専門知識を有さない者も理解できる明瞭な説明を求める）
- (カ) 業務遂行能力及び実施体制

エ 選定

- (ア) 各委員は，評価の高い者から事業者の順位を定めるものとする。
- (イ) (ア)により，複数の事業者において評価得点が同点の時は，各委員は総合的な評価により，当該事業者の順位を定めるものとする。
- (ウ) 一次審査（書類審査）は，各委員の評価得点を合計した点数により事業者の順位を決定する。なお，複数の事業者において，評価得点を合計した点数が同点の場合は，(ア)及び(イ)により，各委員が定めた順位を参考に委員会で審議し，当該事業者の順位を定めるものとする。
- (エ) 二次審査（プレゼンテーション審査）は，審査終了後，各委員が定めた順位を参考に委員会で審議した後，(ア)及び(イ)により，委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を，当該委託業務を受託する者の候補者（以下「候補者」とする。）として選定する。

なお，複数の事業者において，第1位の順位獲得数が同数の場合には，当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。また，第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には，当該事業者において，各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

- (オ) 複数の事業者から応募があった場合は，第2位以下についても順位を定めるものとする。なお第2位以下の順位獲得数が同数の場合は前項に準じる。
- (カ) 候補者選定後，上位の事業者が辞退又は失格となったときは，下位の事業者の順位を繰り上げて，順位を定めるものとする。

オ 最低基準

事業者候補の選定に当たっては，評価に最低基準を設け，事業者の評価が，最低基準に満たないときは，当該事業者を事業者候補として選定しない。

カ 選定結果の報告

委員会は選定結果を市長に報告する。

キ 候補者の決定

市長は，前項目の報告に基づき，候補者を決定する。

ク 選定結果の通知

(ア) 結果通知

二次審査（プレゼンテーション審査）の審査結果は，令和5年4月14日（金）に当該審査を行った全事業者に対し，書面にて通知するものとする。また，書面の通知と併せて電子メールを送信する。

(イ) 結果に関する問い合わせ

二次審査（プレゼンテーション審査）により選定されなかった業者は、審査結果について令和5年4月19日（水）正午までに書面にて説明を求めることができる。回答は令和5年4月21日（金）に書面にて送付する。

8 日程

日時	内容
令和5年 2月17日（金）	第1回審査委員会
2月20日（月）	公告，ホームページへの掲載 参加資格に関する質問受付開始日
2月27日（月）	参加資格に関する質問受付締切日（正午）
3月 3日（金）	参加資格に関する質問回答日
3月 8日（水）	参加申込書締切日（正午）
3月10日（金）	参加資格審査結果の通知 参加資格審査結果に関する質問受付開始 企画提案に関する質問受付開始日
3月15日（水）	参加資格結果に対する質問締切日（正午） 企画提案に関する質問締切日（正午）
3月17日（金）	参加資格結果に対する質問回答日 企画提案に関する質問回答日
3月28日（火）	企画提案書等提出締切日（正午）
3月31日（金）	第2回審査委員会 （一次書類審査※5事業者以上応募があった場合に実施）
4月 5日（水）	一次書類審査の結果通知（※5事業者以上応募の場合） 一次審査結果に対する質問受付開始
4月 7日（金）	一次審査結果に対する質問締切日（正午）
4月10日（月）	一次審査結果に対する質問回答日
4月11日（火）	プレゼンテーション審査資料提出締切日（正午）
4月13日（木）	第3回審査委員会（プレゼンテーション審査）
4月14日（金）	プレゼンテーション審査に関する選定結果通知
4月19日（水）	プレゼンテーション審査結果に対する質問締切日（正午）
4月21日（金）	プレゼンテーション審査結果に対する質問回答日

9 参加の辞退

本件の申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、社名（社印の押印）、代表者名（代表印の押印）、担当者名を明記した参加辞退届（様式8）を事務局に持参又は郵送すること。参加辞退届は調布市長宛とすること。

1 0 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容、方法など

本プロポーザルの募集内容及び選定結果は、市ホームページにより、適宜、市民に情報提供する。

1 1 その他の留意事項

(1) 事業者から提出された書類等（以下「提出書類等」とする。）の取扱い

ア 1事業者からの提案は、1提案とする。

イ 提出書類に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、市が認めた場合は、この限りでない。

ウ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

エ 提出書類等は、候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 必要経費

応募に際して要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 失格要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を無効とする。

ア 「5 参加資格」に記載した条件を満たしていない、又は、候補者の選定までに満たさなくなった場合

イ 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 提出書類に不備がある場合（必要事項が未記入、押印がないものを含む。）

エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

オ 提出した書類等に虚偽の記載があった場合

カ 見積書が見積限度額を超える場合

キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合

ク 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

ケ 調布市暴力団排除条例（平成24年条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者である場合

コ 民事再生法等に基づき再生手続等を行っている場合

サ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(4) 契約

ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

ウ 当該事業を実施する上で、仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができる。

エ 候補者の決定以後に「5 参加資格」に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

オ 本事業は、単年度契約を2回更新することを予定しているが、次年度以降については、履行状況、予算状況等を勘案して更新しない場合がある。

(5) 本業務実施時の担当技術者については、業務予定技術者調書に記載があった者とする。正当な理由がない限り、それ以外の者については認めないこととし、業務予定技術者の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議のうえ変更を認める場合がある。

(6) この実施要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(7) この審査に関する事務は、都市整備部都市計画課がとりまとめる。

1 2 問い合わせ先

調布市 都市整備部 都市計画課 担当：町田，小木戸，井出

〒182-8511 調布市小島町2-35-1 7階

電話：042-481-7453 FAX：042-481-6800（都市計画課）

Email：keikaku@city.chofu.lg.jp